

平成 21 年 度 第 3 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 2 1 年 5 月 1 3 日 (水) 午 後 2 時
場 所 八王子市役所 議 会 棟 5 階 第 3 ・ 第 4 委 員 会 室

第3回定例会議事日程

- 1 日 時 平成21年5月13日(水) 午後2時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟5階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
第7号議案 八王子市立学校教職員の措置について
- 4 報告事項
- ・平成21年度八王子市奨学生の決定について (教育総務課)
 - ・学級編制の状況及び学校選択制の結果について (学事課)
 - ・新型インフルエンザの対応について (学事課)

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1番)	小田原 榮
委 員	(2番)	和 田 孝
委 員	(3番)	川 上 剋 美
委 員	(4番)	水 崎 知 代
教 育 長	(5番)	石 川 和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再掲)	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	石 垣 繁 雄
学 校 教 育 部 参 事 指 導 室 長 事 務 取 扱 (教職員人事・指導担当)	由 井 良 昌
教 育 総 務 課 長	穂 坂 敏 明
学 校 教 育 部 主 幹 (企画調整担当)	穴 井 由 美 子

施設整備課長	萩生田 孝
学事課長	野村 みゆき
学校教育部主幹 (中学校給食担当)	小松 正照
学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	海野 千細
指導室統括指導主事 (企画調整担当)	宇都宮 聡
指導室統括指導主事 (教育センター担当)	内野 雄史
指導室統括指導主事 (教育施策担当)	宮崎 倉太郎
指導室先任指導主事	所 夏目
生涯学習スポーツ部長	榎本 茂保
生涯学習スポーツ部参事 (八王子市図書館長)	坂倉 仁
生涯学習総務課長	桑原 次夫
スポーツ振興課長	遠藤 辰雄
学習支援課長	設楽 いづみ
文化財課長	渡辺 徳康
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	若林 育男
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館長)	齋藤 和仁
学事課主査	染谷 勇
学事課主査	山本 直樹
教育総務課主任	佐藤 千栄子

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤 浩之
教育総務課副主査	小林 なつ子
教育総務課主任	佐藤 秀靖

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成21年度第3回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員は4番水崎知代委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

なお、議事日程中、第7号議案は、審議内容に個人情報が含まれるため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7号の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

小田原委員長 それでは、それ以外の日程に従いまして進行いたします。

報告事項となります。

教育総務課から順次御報告願います。

穂坂教育総務課長 平成21年度の八王子市奨学生の決定につきまして報告をさせていただきます。

先日、4月7日に八王子市奨学審議会を開催いたしました。そちらの方で、一般奨学生120名を決定、それから中途採用の5名の決定を見ましたので、その報告をさせていただきます。

概要につきましては、担当の佐藤の方から報告させていただきます。

佐藤教育総務課主任 平成21年度八王子市奨学生の決定について、御報告いたします。

八王子市奨学金は、高等学校等に在学し、成績良好、心身健全にして、経済的理由により就学困難な者に対して奨学金を支給する制度です。

奨学金の支給額は月額1万円で、支給期間は高等学校等の在学期間中となります。高等学校等への進学希望者を対象といたしまして、本年の2月2日から2月16日までの期間で募集をいたしました。

周知方法としましては、市立中学校の3年生全員に募集のお知らせチラシを配布するとともに、2月1日号の広報に募集記事を掲載し、市立中学校などにポスターを掲示いたし

ました。

お配りしてあります資料をご覧ください。1の平成21年度奨学生についてですが、今年度の申請者は259名おりました。昨年度は290名でしたので、31名の減少となりました。決定者につきましては、平成20年度までは100名でしたが、今年度は20名増員して120名となっております。

選定外の28名の内訳ですが、平均評定が3未満であった者が13名、世帯の所得が生活保護基準の2倍以下という制限を超過していた者が9名、催促したにもかかわらず所得に関する書類を提出しなかった者が6名となっております。この6名を除いた231名が選考対象となりました。

選考方法は、成績状況、学校所見、所得状況、家庭状況を得点化し、同じ得点の者については成績のよい順に序列をつけまして、八王子市奨学生として120名を選定いたしました。

決定者以外の選考対象者111名については、辞退者がいた場合に繰上採用を行う補欠者としております。

次に、2の中途採用になります。高等学校等に在学中で高校進学後に経済的理由から就学が困難となった者に対象として募集をいたしました。5名の募集に対して17名の申請がありました。昨年度の申請は15名でしたので、2名の増員となりました。

選考方法は、先ほど御説明したものと同様でございまして、奨学生として5名を決定いたしました。

次に裏面をご覧ください。3については、申請者、決定者の所得、評定、家庭状況を表にしたもの、また、4については縦軸に所得、横軸に成績評定を置きまして、申請者、決定者の分布がわかるようにしたものです。申請者、決定者については、ご覧のような状況となっております。

以上で、説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見がございましたら、どうぞ。

水崎委員 一つ教えていただきたいのですけれども、2番の中途採用の奨学生なのですけれども、この選定方法は「上記1のそれと同じ」となっておりますけれども、成績の基準というのですか、成績評定の基準というのは高校だと学校によって違いがあるのではないかと思いますけれども、そこら辺、ちょっとどうなっているか教えていただけますか。

佐藤教育総務課主任 学校によって絶対評価、相対評価、あるかと思うのですが、学校から出していただいた評定で判断しております。

水崎委員 高校での成績ですね。

佐藤教育総務課主任 そうです。高校での成績になります。

石川教育長 高校の成績によって、大学の推薦入試等にその調査書を使うのですが、その基準も全国一律に、その割合でやるという相対評価じゃなくて、絶対評価でやっているのです。それを大学側に信頼をしていただいた上で、同じ基準でやっていますので、とんでもない大きな差はないという下で、それを使っているということです。

小田原委員長 ということでございますが、そのほかいかがでしょうか。

水崎委員 あと二つ教えてください。

この審議会を開催している中で、例えば、得点が同得点の者については成績評定の高い順に序列して決めていったと思うのです。それでも選ぶのに困ったという状況が今年度あったのかというのが一つと、あと、この基準について見直しをする必要があるとかないとか、そういう意見が出たかどうかという、その二つを教えてください。

小田原委員長 説明としては、上位の者は特に問題ないと、基準に従って、100名ないし、120名のその線の引き方がどうだったのかということ。その妥当性があるのかという、その説明がないと今のような質問になってくると思うのです。だから、そこをきちんと説明できれば、よろしいかと思うのですが。

穂坂教育総務課長 確かに、120名の決定をする際に、上位の方はきちんと序列ができているということがございました。たまたま、120番目の方については、所得の基準、これが皆さん同じだったということと、それから成績の方の部分では本当に僅差でございましたので、これを公平に判断する上で点数は小数点。

佐藤教育総務課主任 基本的に総合得点で点数を決めていきますけれども、総合得点と同位の場合につきましては、成績を対象に見るという形で、その後に所得という基準で判断をいたしまして、これは順序がついております。

小田原委員長 要するに、120名を決定したというけれども、成績評定の高い順に序列し、「同得点の者について」とは、同得点の者が出たわけでしょう、これがあるということ。

穂坂教育総務課長 先ほど途中になりまして申しわけございませんが、成績が同得点というのは、厳密に言うと同得点はいらっしゃらなかったと。

小田原委員長　だから、そういう話をすればいいんです。

穂坂教育総務課長　ただし、物すごい僅差であったということは間違いはないのですが、同得点にはならなかったということです。

小田原委員長　公明性を確保するというか、担保とするならば、その120名、118名から125名までのところの表を出せばいい。厳密に、ここで切りましたということ言えばいいわけでしょう。それ以下の者が補欠になっております。その順位はこれこれこういうことで決めました、点数化しましたということ言えばいいわけだから。それがわかるような表を出せば、資料としてつけていただければと思います。

穂坂教育総務課長　優先順位がどちらに、例えば所得と成績表だと、どちらが優先順位だというのは決まっておりますので、そこでは成績を鑑みて、そこで非常に僅差であったということございまして、いずれにしても優先順位の中で決めさせていただいたということでございます。

小田原委員長　ということですが、よろしゅうございますか。

水崎委員　基準を見直そうという意見は出なかったですか。

穂坂教育総務課長　あと、見直しについてなのですけれども、基準については特にお話はございませんでしたが、要望として、審議会のメンバーにつきまして民生委員の方を入れていった方がいいのではないかというような御意見をいただきました。

小田原委員長　それについては、どういう見解なのですか。

穂坂教育総務課長　メンバーにつきましては、まだ改正が、昨年、規則改正を行ったばかりで、その中で委員の構成もかえているということもございまして、まだ改正間もないということもありますので、現状では今の体制で臨んで、そういった御意見等は、またある程度経過した中で、そういう問題があればそういった考え方も組み入れていきたいというふうに考えております。

小田原委員長　その民生委員を入れた方がいいという話がどこから出たのかわかりませんが、民生委員を入れた方がいいというその根拠があるわけで、その根拠に対してどういうふうに考えるかということになるわけだろうと思うのです。

民生委員を入れた方がいいというそのお話は詳しく聞かなければいけない部分になるのか、そうじゃなくて、聞かなくても民生委員について入れるということについての配慮は十分になされていると現在のところでは考えられるので、まだ慌てて、入れるというところにはならなかったと。

石垣学校教育部長 民生委員を入れるという話の中では、生活状況という部分については民生委員がそれを把握しているだろうと、そういう趣旨の御質問だったのですけれども、私の方としては学校長がそういう部分の中で生活状況というのは把握しておりますから、その中で十分できるだろうという判断で、民生委員さんについては御意見として伺っておきますけれども、御提案ということでいただいて、そのままに、今の状態の中でいきたいなと思っているところでございます。

それから、先ほど審査の基準ですが、その見直しについてという御質問がございましたけれども、これについてはここ、去年、一昨年と見直しの部分について事務局がいろいろなことを模索しながら提案をして、その評定を決めてきた部分がございまして、ですから、それを今回きちんとやった中でできておりますので、その評定の部分について、どういう形で審査の基準をかえるかという御質問については、一切ございませんでした。

小田原委員長 ということですが、よろしいですか。

いろいろな立場からいろいろな御意見はあろうかと思うのですが、奨学生を決定して、その奨学生が奨学生として適正を持っている方かどうかということが問われた場合に、審議会の構成とか、あるいは基準とかいうものの問題があるだろうというふうに思うのです。

ですから、決定すると奨学生のその追跡と言いますか、何が問題になるのかということですね、その把握はきちんとやっていく必要があるだろうということだと思います。その分析と言いますか考察と言いますか、そこをいずれお伺いしたいというふうに思います。

石垣学校教育部長 奨学生の受給者に対しましては、毎年、成績証明を出させております。ですから、そういう中で何人かが、毎年、退学、あるいは停学をしている方というのは見えております。その中で、特に退学者等の部分で因果関係というのは、私が今までの経験の中では見られていないなど。それは個人的な理由で、勉強がしたくなくなったとか、あるいは家庭がこうなって学校に通えなくなったという事例はあんまりないのかなと思っております。やはり、勉強が手につかなくなって成績が2とか1になってしまって退学する、あるいは停学をするというケースが、それは中途採用でカバーしていくわけですが、学校をやめるという方については、そういう傾向がありますけれども、それ以外の因果関係というのは特には見られないかなと思っております。

小田原委員長 という御説明で。今のところ基準の見直しも、それから審議会委員の構成のことも従来どおりの形で進めたいとそういうことでよろしいのですか。

ということで、教育総務課からの御報告は、そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃあ、特にございませんので、次に学事課からの報告をお願いします。

野村学事課長 平成21年度の学級編制の状況と、学校選択制の状況がまとまりましたので、ここで御報告いたします。

御報告については、学事課の主査の染谷の方から行います。

染谷学事課主査 それでは学事課から、平成21年度学級編制の概要と学校選択の結果について報告させていただきます。お手元の資料に沿いまして、御説明、御報告をさせていただきます。

まず1枚目。平成21年度学級編制の概要についてです。こちらの数字につきましては、通常学級部分の集計となっております。小学校、中学校、それぞれ右、左に主な概要を掲載しております。

小学校につきましては70校、児童数2万9,341人、学級数940学級となっております。これにつきましては前年比で児童数が40人の減少、学級数に関しましては5学級の増加となっております。

続きまして、中学校につきましては38校、1万3,536人、学級数につきましては389学級となっております。対前年比では生徒数で69人の増加、学級数では2学級の増となっております。

2番目に学級数別学校数というところで、小・中、それぞれの学級数の学校規模ごとに分類しております。

3と4につきましては、それぞれ児童数・生徒数が多い学校、少ない学校、上位3位までの学校について、児童数・生徒数と学級数を掲載しております。

続きまして2ページ目、小学校、各学校の学級編制の状況でございます。通常学級以外に関しましては、学校番号6番の下、第六小学校の日本語学級26人、2学級となっております。小学校の主な学級編制につきましては、以上です。

次に3ページ目、中学校の学級編制の状況でございます。通常学級以外といたしましては、学校番号5番の下、五中の夜間学級、34人、3学級となっております。また、24番目下の打越中の日本語学級、こちらの日本語学級につきましては29人、2学級の学級編制をしております。

続きまして4ページ目です。こちらは特別支援学級についての学級編制でございます。

こちらの表につきましては、上段が小学校の固定学級、通級学級の順番。下段の方が中学校の固定学級、通級学級の順番で掲載しております。

なお、小学校の知的学級につきましては愛宕小が開設しております。また、通級学級といたしましては松が谷小学校に情緒障害学級が開設しております。中学校の知的学級につきましては栲田中が開設しております。また、中学校の通級学級といたしましては第二中学校に情緒障害学級が開設しております。学級編制については以上です。

続けてよろしいですか。

小田原委員長 一回、ここで切りましょうか。

学級編制について、まず、おとしもやりましたけれども、これについていかがですか。よろしいですか。

昨年は40人ふえて3学級減ったのに、今年は40人減って5学級ふえている、こういう状況が生じてくるのですね。どう考えたらいか難しいところですけども。

よろしいですか。じゃあ、続けて21年度学校選択制の方に移ってください。

染谷学事課主査 それでは、5ページ目の平成21年度学校選択制の結果について、報告いたします。

まず5ページ目につきましては全体の総括表となっております。小学校につきましては新入学児童数4,742人で、そのうち選択希望者が691人おりました。割合としては14.6%、対前年比0.5%の増加でございます。中学校につきましては、新入学生徒数4,482人、そのうち選択希望者が1,038人の、割合といたしましては前年を4%増加して、23.2%となっております。

選択理由の主なものにつきましては、小学校につきましては上位から、1番、兄弟が通っている、2番、通学の距離・安全、3番、子どもの友人関係というところで、こちらにつきましては選択制を導入してからほぼ同じような傾向が続いております。

中学校の方につきましても同様に選択理由のアンケートをして、上位から、1番、子どもの友人関係、2番、兄弟が通っている、3番、通学の距離・安全、4番、部活動となっております。こちらについても同じような傾向が続いております。

平成16年の導入から6年経ちましたが、スタート時、小学校が9.6%、中学校が13.4%ぐらいからスタートしまして、毎年1%程度の伸びとなっております。なお、今年の中学生の4%の伸びにつきましては、七国中からみなみ野中への学区変更で、逆に七国中に選んだというところが1%。また、平成14、15年に最寄制度がありまして新中

1年の方が小学校1年の入学時に最寄制度を選んだというのが1%。ここらあたりが影響しているというふうに考えております。

なお、昨年から始めたアンケートの中で、各小学校の丸の中では一番下、中学校でも一番下に通学の距離というアンケートをとりました。指定校の方が近い、選択校の方が近い、どちらも同じくらい。そういった中では、距離を意識して選んだのが、小学生が80%程度、中学生につきましては70%程度という傾向が出ております。

続きまして6ページ。受け入れ教室の不足等から、学校番号17番横山第一小、48番みなみ野小、49番みなみ野君田小、50番七国小、53番由木中央小、54番由木東小、68番長池小、69番鍵水小が選択の除外校となっております。なお、許可校を含む集計と、許可校を除く集計、また右側の方に前年と同じ統計数を掲載しております。

続きまして7ページでは中学校の集計結果です。36番の松木中学校がやはり受け入れ教室の不足から除外となっております。なお、電子申請を平成19年度から開始しました。小学校、中学校ともに20%程度の電子申請がありました。この申請の中ではアンケートもいろいろな意見をいただいているところです。

報告は以上です。

小田原委員長 後半の方の学校選択制の結果について御質疑いかがですか。よろしいですか。

水崎委員 いただいた資料なのですが、この資料はホームページに出されますよね。一般の方も同じようなものをご覧になると思うのです。実は今日、この場に臨むに当たって今までの会議録を読んでみたのです。月曜日に資料を送ってもらったので昨日見ても、会議録の中ではいろんな資料が出されていた年度があったみたいなのです。

例えばクロス集計のものとか、学校別の集計とか、アンケートの自由記述の内容だとか、そういういろんな資料がここの場で提示されて、この中で話し合われたり、意見が出されたりとかしていたように、会議録からは見受けられたのですが、去年も今年も市民に出される資料と同じものが出されていて、その中で私たちが教育委員会定例会の中でどの程度話し合うことができるのか。この数字だけを見せられて、「あ、そうですか」と受けとめるだけになってしまうのではないのかなど。どう分析して、どういう対応をとったのかとか、そういったところも知りたいですし、そういったところを皆で話し合うというのが、本来、こういう場なのではないかなと思ったりもしたのです。

どういう資料が、今、事務局でつくられているのかというのは、私は事前には聞いてい

ないのですけれども。何かこれだけの資料を見ても、どういう深い話ができるかなと思っ
てしまうのですけれども。

野村学事課長 今、お示ししているのは年度当初の学級編制の状況と、それから年度当初
の学校選択制の状況の御報告をしているところで、特に学校選択制については、制度その
ものについての御意見をいただくというふうな目的でお出ししているものではなく、年度
当初の学校の状況をお示ししているものでございます。

過去において、学校選択制に対しての集中議論もしたこともございますので、そのと
きの資料のことをおっしゃられるとするのであれば、21年度のものについてはもう少し
御時間をいただかないと細かいところまでの資料ができませんので。また、そういう機会
には、当然学校選択制についての評価、検証も進めているところですので、それもまとめ
てお出しする機会があるかというふうには思っています。

水崎委員 実は、会議録を見てみると、5月の定例会では結果発表、10月、11月頃の
定例会ではそのときの選択した、まだ中間報告ですが、9月ぐらいで締め切って、こうい
う状況になってますよという途中経過みたいなものだろうと思うのですけれども、そこら
辺で話が出ていたというのが会議録を見て気づいたのです。

例えば、今回にしても、去年夏に学校にもヒアリング、今までもされていたらしいので
すけれども、去年の夏もされたというのを、私は現場を回って聞いたのですけれども、1
0月の定例会でその資料を出してもらえますかという話をしたら、それはきちっと集計し
て定例会で出しますということでしたが、その間に催促をさせてもらったこともあったの
ですけれども、そういった資料も出てこない中で、何を見て意見をしたいのかなと。

この結果というのは、選んだ側から見た結果ですよ、あくまでもこの数字とかそうい
うのは。選ばれた側が、例えば学校としてやむを得ない事情があったのか、それとも改善
する必要があったのかとか、そういうようなところも本来話し合わなくてはいけないので
はないのかなと、そんなことを思ったのですけれども、私がこの教育委員になって1年半
経つのですけれども、そういう機会もなかったもので、今後それについてどう考えられて
いるか。やはり、深いところまでの話というのは、私は聞いて、ここで考えていくとい
うことも、必要なんじゃないかなと思ったので、ちょっと今までの流れと、去年、今年と、
違っているような感じがあるので、そこら辺は何か考えでもあるのかどうか教えてほしい
のですけれども。

野村学事課長 お出ししている流れが違っているという意味でしょうか。毎年、この時期

に結果についてはお示しをしています。

確かに、作業が遅れていて大変申しわけないですけれども、検証については進めているところですよ。いろんなところ、いろんな角度から分析をしというふうなことは考えていますし、ある一定の時期にはお出ししなければいけないというふうには考えています。

ただ、今、検証を進める中でいろいろな課題というものが見えてきたので、それについてきちんとした機会を設けてお話をすることは可能だというふうには考えてはいますが、もう少し御時間をいただきたいというふうに思っています。

小田原委員長 要するに、変わった形で今年出しているわけではありませんねということですね。

野村学事課長 ないです。

毎年度この時期に年度当初の結果をお示しし、私の記憶では二年ぐらい前の10月頃でしょうか、9月頃でしょうか、一度、学校選択制についてのいろいろ御意見をいただいて、その後、校長先生にアンケートをとろうという形になったというふうに記憶をしているのですけれども。

それも含めて、今まで持っている学事課の資料も含めて、まとめて、検証を進めた結果を、また、この場でお示しする機会とはとらなくてはいけないということは承知しているのですけれども、作業が遅れていることは事実ですが、いつか近いうちにお出ししたいというふうには考えています。

小田原委員長 ということですが、よろしいですか。

水崎委員 はい。今回はこれで構わないのですけれども、今までの会議録を読んでいると、こういうこともしてみたい、ああいうこともする必要があるとか、そういう事務局の姿勢みたいなものが報告されていたのです。それについて、そのあと教育委員への示すものがないという、それはどうなのかなと思うのですけれども。ほかの教育委員の方はどう考えられてますでしょうか。

これだけ見ても、数字が増えた、減ったと、これを見ても、「ああ、そうですか」となってしまいますよね。だから、もっと深い部分のところを、私たちは知って考えて行かなくてはいけないし、もちろん、改正する必要があるのだったらそれも考えていかなければいけないと思うのですけれども。

それが、結局またこれで言わなかったら、きっと来年1年後にまたこういう数字出されて終わっているのかなと思ったもので、今回言わせてもらったのです。

それで、実は、16年から今年度まで6年。ちょうど6回だと思うのです。私は、経過で、経年で見えていく必要があるのかなと、制度については選ぶ方の子どもなり、保護者がどのような変化をしていっているのかなというのは、見る必要があるかなと思ったのです。この制度の検証ということの一つに。

自分でまとめてみたのですけれども、本当はそういうものも出してもらおうようお願いすればよかったのかもしれないのですけれども、ちょっと時間がなかったもので自分でまとめたのです。

例えば、特色ある教育活動というのはパーセンテージが減っていっているのです。あと、教師の熱意・指導を理由に選択する子どもも減少しているとか。そういった変化が、毎年、経年で見ると出てきているのです。そういうものについてどう考えたらいいのかという、そういう話をしていく必要があるのかなと、そう思ったもので。単なるこの結果だけの数字を見せられても、何かあんまり進歩がないかなと。私たちも家に帰ってホームページを見ればそれで済むわけだったのかなと。失礼な言い方かもしれませんが、そんなふうと思うもので、やはりこの制度が更によりよい制度にするには、じゃあどうすればいいのか、改善する必要があるのか、このままで大丈夫なのか、そういうことをやっていかなくては、せっかく制度をこうやって取り入れたって、推進というのですか、そういうことが少し進まないのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。私の考え方がおかしいのか。

野村学事課長　今お話があった、例えば、一つ特色ある学校づくりで選択をされる方がポイントが減っているというお話があったと思うのですけれども、先ほど申しあげました校長先生からのヒアリングであるとか、電子申請をした人のアンケートなどを今、実際に検証している中では、確かにおっしゃる傾向が見られないことはないと思っています。

一つは、教育委員会または学校が、もう少し保護者の方また地域の方に、学校の特色ある学校づくりなのか、学校が取り組んでいる何かなのか、それをもうちょっと積極的にお示しする必要がある。もう一つ、踏み込んで言えば、保護者が求めている情報をどういう形で出せばいいのかというのは、いろいろ模索していかなければいけないのだろうなと思っています。

もう一つ、同時に保護者の人が、保護者が学校側にいろいろな情報を求めたいとするのであれば、学校公開という機会を設けてありますので、そこにもっともっと積極的に参画をしてもらって、学校にどういう情報を出してもらいたいのかを意見が言える場であって

もいいのかないというふうにも思っていますので、来年度、学校選択をする新入生に対しては、そのような注意喚起をするような文章を、今年の学校説明会では、学校側の方から積極的に配っていただくような措置もとっているところです。

いずれにしても、この制度は保護者、またはその生徒・児童自身が、自分の行きたい学校を選ぶことができる制度なので、きちんと自分の指定校も含めて、学校に足を運んで、自分が行きたい学校というのはどういう学校なのか、どういうことを求めているのかということを、学校と双方で意見交換ができるような設定をしていかななくてはいけないのかなということは見えてきています。

小田原委員長　ほかの委員で、御発言ありますか。

特にならぬようなのですが、学校選択制というのは指定された学校以外の学校に行った者の数字だけが特別視されますけれども、この左側の数字の者たちが、左側というのは入学者数、この入学者数が選択した数字なのです、その学校を。

学校選択制と言っているのは外に行くことを求めているということではなく、その学校を学習者が自由に選べる、そういう制度なんだと。学習者本意の学校、保護者本意、先ほど学事課長が、保護者あるいは児童・生徒の行きたい学校を選んでもらうというのが学校選択制なのだという話があったけれども、そこが基本であるわけです。

その理由というのは、だから、入学者数全員について聞いているわけではないわけです。だから、ポイント数ですから、そのポイント数というのは割合、パーセントになるわけですから、それはこっちが増えればこっちが減るといふ、そういう数字ですよ。

だから、前年比でもって、そういう割合が減っているということであって、トータル的にどうなのかというのは、また別の分析をしなければいけないだろうというふうに思われます。

基本的には、昨年もこの時期にこういうのを教育委員会に報告しているから出しているというふうな話になってしまうけれども、そうではなくて、年度に教員の、校長がどういう体制で出発したかということが報告されたわけですから、今度は子どもたちが実際にどういう体制で学校が出発しているのかということ、私たちは把握しなければいけないので、まず、それを御報告しているということなのです。

これについて、学級数がこういう結果になったのは、学校選択制もあるところからこういうふうになっていますということでお示ししていると思うので、実際のこの数字について、ではどういうふうにかんがえたらいいかということ、また後ほどというお話なのですが、

本当のところは、この数字を出す段階で、当の学校がどういうふう考えているのかということ、きちんと押さえておかなければいけないことだろうと思います。この数字が、昨年から今年にかけて、特に新入学生がどういう動きをしたかということについて、学校としてどう考え、この一年間どう対応していくかということは大事な出発点にならなければいけないわけですから、そのところは各学校にきちんと求めていただきたいと思います。

学事課としては、今これの集計が終わったところで、数字の、あるいは現場に伺って検証していくということですので、その結果をまた待ちたいということでもよろしいですか。

水崎委員 　いつ頃の予定で。去年も言われてたら、10月の話が。そうしたら、そのときにまた意見をすればいいので、あえてきょうは私、意見をしなくてもいいのですけれど。

小田原委員長 　例えば、100を超える数字が出ていて、入る数字が何分の1だというふうな話になったら、数字だけ見ればびっくりするところがあると思います。何でという話は、当然伺いたくなる話ですよ。だから、それについては準備はしてないといけませんよ、どうしてかという話は。

さっき、4ポイント上がったその理由が二つ出てきたけれども、そこにかかわる話というのものもあるわけですから。

野村学事課長 　ありますね。

小田原委員長 　ただ、去年も同じような傾向にあったとすれば、あえて言う必要はないだろうというふうにもなるだろうと思いますけれども。これだけ見ると、どうして、何でという、そこについて答えられる材料はやっぱり用意しておかないといけないだろうと思います。

ということですが、特にほかになれば。いつというふうに約束したんですか。

野村学事課長 　学事課として確かに検証を進めているところなのですが、検証というのは日々動いてしまうので、100%のものがお出しできるかどうかは別として、1学期中には一度お出しできるような形をとりたいなというふうに思っております。

水崎委員 　分析というのは、しっかりお願いしたいなと思います。もちろん内容にもよるとは思いますけど。

野村学事課長 　動いていることなので、その時点で。

水崎委員 　私ができるような分析の仕方をしていただきたいなと思います。

小田原委員長 　皆さんが御理解いただけるものを提示していただきたいと。

水崎委員　あと、もう一つお願いがあるのは、いろんな資料というのですか、学事課の方で持っておられると思うのです。どういうのがあるかなというの、正直、今回、会議録を見て知ったのですけれども、今もそれがあるのかないのかというの聞いてもいないのでわからないのですけれども、できるだけ資料というの、別に公開しないで内々だけの資料ということでも構わないと思うので、ぜひ、学校からどのような意見が出てきたのかとか、さっきも電子申請したら自由意見がいろいろもらっているとかありましたよね、アンケートから。そういうのも見せていただきたいなとも思いますし、さっき私が言ったように経年での変化というのですか、今は友達関係などは、中学生などはうんと上がってきてますよね。

そういう内容の経年で見たと分析というの、ぜひ教えていただきたいというのと、あともう一つなんですけれども、この学校選択制で、選択制でなければ入れなかった、選択制という制度をとらなければ入れなかったという、そういう子どもたちの人数というのが最初のときは出されているのです。平成15年10月のときに学校選択制という制度をとらなければ他校へ行けなかったんだという、この制度をとったおかげで自分たちが行けたんだというそういう子どもたちの人数が、恐らく15年10月では出ていたので、今でも、もしかしたら出るのかなと。最寄校入学というの、そういうのもありますよね。それは、例えば、この検証の通学の距離というところで、選択校の方が近いという、これは最寄校入学で、指定校変更でできるわけですよ、弾力化で。

染谷学事課主査　それは、平成14年、15年のときに選択の前の制度としてありました。

水崎委員　今はしてないのですか。

野村学事課長　今は学校選択制で解消できるので、その制度をかえてというよりも、その制度をより使いやすくした学校選択制にかわっているということです。

水崎委員　じゃあ、あえてそういう人数の集計はしてない。

野村学事課長　というか、多分、開始当初は今まで指定校変更していたものが、指定校変更という手続を経ないで学校選択制ができるので、そこをお示しした方がお出ししたのだというふうには想像するのですけれども。多分そうだと思いますけれども。ですから、学校選択制の方が、より広い範囲で学校を選べるというふうな形になってくるので、そのためにお出しした資料なのかなと思いますけれども。

水崎委員　じゃあ、今はそういう数字は出ない。

小田原委員長　制度が違うから。そっちをとってないから。つまり、法令でその通学、学

校が指定されてくるわけですから、指定されるその制度でいけば、例外というか、指定校変更ができる理由として大きく3つあるわけです。そのうちのひとつが通学の利便性ということであるわけですが、今言った最寄校というのはそこにあるだろうと思うのですけれども。そういうのは学校選択制をとっていない場合の制度ですから。それをさらに進めているのが、うちがとっている学校選択制ですから、その制度を使わなくてもすむわけです。

野村学事課長　　ちなみに、指定校変更も、制度前は、小学校だったら指定変更が300件ぐらい。それから、はっきり数字を覚えていないのですけれども、中学校は400件ぐらいあったかというふうに記憶しているのですけれども、それも、あえて指定校変更の制度を使わずに学校選択制に移項できたということで、さっきおっしゃられたような数字を出したというふうには想像できますけれども。

小田原委員長　　いずれまた、本件については課題としていろいろ御検討いただくことになろうかと思しますので、よろしく願いいたします。

では、学級編制の状況及び学校選択制の結果については以上ということで、続けて新型インフルエンザの対応について、引き続き御説明願います。

野村学事課長　　ここで、今話題になっています新型インフルエンザの関係でございますけれども、その対応について教育委員会が行ってきたことについて、ここで御報告をいたします。

報告については、学事課の主査の山本の方から行います。

小田原委員長　　どうぞ、山本主査。

山本学事課主査　　学事課保健担当、山本です。

新型インフルエンザの対応について御報告させていただきます。本市教育委員会におきましては、新型インフルエンザの対応につきまして、本年2月に策定しました「八王子市立小・中学校における新型インフルエンザ対応指針」に基づいて対応しております。人から人へ感染する、今回豚インフルエンザが発生をいたしましたので、そのときからの具体的な対応につきまして、御報告をさせていただきます。

資料の方をご覧ください。まず、1の通知文書というところになります。日付をおいまして御報告をさせていただきます。

(1)4月27日、こちらに関しましては豚インフルエンザが人から人へ感染するということになりまして、メキシコや米国から帰国した人が児童・生徒の身近にいる場合は、健康観察を徹底するということと、あとはふだんから予防策を徹底しろということでの通

知を改めて送付をいたしました。これは学校と保護者あてにお送りしました。その際に保健所で作成をしましたリーフレットも一緒に保護者の方に送っております。

(2) 4月30日になります。こちらに関しましては、まず、保健所作成のリーフレットに関してなのですが、こちらは新聞折り込みなどでも5月9日に広報臨時号で配布をしました通知があるのですが、そちらを連休前ということで早目に通知をいたしました。そこはマスクの使い方であるとか、手洗いの方法であるとか、買い置きしておいた方がいいものにどういったものがあるかということですが、そういうものの一覧になっております。それを先に保護者の方に配布をいたしました。

に関しましては学校への対応ということで、これは指導室からです。予防の徹底ということと臨時休校等の対応等を通知をしております。

に関しましては、こちらは教育総務課からになります。教職員の海外渡航に関して安全の確認と、また、帰国後であるとか、児童・生徒・市民への二次感染を防止するといったことを徹底をしております。

(3) にいきます。5月1日。こちらに関しまして、と に関しましては国内発生期の対応について指針に基づいて対応をしていただく、徹底していただくということの確認の通知を行いました。国内に患者が発生しましたら児童・生徒全員に健康観察を徹底するというので、健康観察表というのをつくりましてそちらを毎日やり取りしていただくということです。あとは、学校側にしましても臨時休校の準備と、行事の延期であるとか、出張等の自粛等を要請しております。保護者に関しては、健康観察表の取り扱いに関して、また臨時休校に関しましての問い合わせ等がありましたけれども、そういったものも回答しております。

番、番に関しましては小学校給食に関する通知です。こちらは、臨時休校の対応に関しまして、業者等には衛生管理の徹底ということで通知をしております。

に関しましては、中学校給食に関しまして、こちらは連休前の時期でしたので、国内発生は横浜等で疑いが出ましたので、そういった国内発生が予想されましたので、5月7日、8日を中止とするといった中止の通知をお送りしております。

大きな項目の2番です。こちらはホームページの開設ということで、5月1日に「学校における新型インフルエンザ対策」のホームページを立ち上げました。市の方も、市のホームページのトップに新型インフルエンザのページができましたので、そちらにリンクをするような形で対応しております。内容的には、こちらに書いてあるとおり指針と保護者

への各通知、そして厚生労働省や東京都へのリンクをしております。

裏面にいって、3番です。その他ということになります。その他の(1)になります。こちらに関しましては新型インフルエンザの対策委員会を設置。こちらに関しましては学校教育部長を委員長としまして、学校教育部の各部課長から成ります委員会を立ち上げました。インフルエンザに対する対応を協議するということのところの場となっております。

(2) 中学校給食の中止ということところです。こちらは、先ほども申しあげましたように、5月7日、8日、連休前ということもありましたので、その時点で決定をしまして、7日と8日に中止をしております。

(3) の海外から帰国した児童・生徒等に関する調査の実施。これは東京都の教育委員会が実施したものですけれども、5月7日からゴールデンウィークで海外で過ごした方もいらっしゃいますので、そういった方の健康調査を行っております。現在、18校22名の生徒が海外から帰国したという情報を受けまして、健康観察を毎日続けておりますけれども、帰国当初に1名、37度の発熱があったということを受けているのですが、それ以外の方は、今現在は全員特に症状がなく健康であるということで報告を受けております。特に問題はないということで報告を受けております。

4になります。今後の課題につきまして、こちらはまず臨時休業の決定ということなのですけれども、国や東京都の考え、そしてこちらの指針が当初は、強毒性の鳥インフルエンザを想定した指針をつくっております、都内に一人発生したら臨時休業となるというような方針なのですけれども、実際この、まだわからない部分もありますが、インフルエンザは弱毒性でもあるということで、どこまで発生したら休業にするかということところは、まだ少し国の方も決まっていない部分があるようです。そういった国や都の情報に合わせまして、いつの時点でこういった範囲で臨時休業をするかというのは引き続き継続して検討していきたいと考えております。

同様に、(2) 修学旅行に関しまして、臨時休業になれば当然中止というような方針なのですけれども、その範囲もどこまでするかということが課題になっておりますので、こちらは、また情報が入り次第、引き続き継続をさせていただきます。

(3) 指針の見直しです。これは今年2月につくった段階で、既に実は、市の方の全体計画がまだできていない中で策定をいたしましたので、暫定的な計画ということで作成をしております。今回の対応もありますので、いろいろそれを踏まえましてまた見直しをしていくということで、継続して検討をしていきたいという予定でおります。

以上でございます。

小田原委員長 以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員 一つお願いなのですが、今後の課題のところ(2)番、修学旅行の対応と、これがまだ検討中ということだと思えるのですけれども、恐らく、どう決まるかわからないのですけれども、行かないということになったときにはキャンセル料というのが、そういうのが問題になってくると思うのです。だから、そのキャンセル料はだれが負担するののか、そういったことも、とても保護者にとっては大きな問題になってくるので、そこら辺はしっかり検討して。もちろん八王子だけで決める問題ではないだろうとは思えるのですけれども、ぜひ負担のないようお願いしたいと思います。もちろん、学校も含めて負担のないようにということで、お願いをしたいなと思います。

由井学校教育部参事 キャンセル料の件ですけど、これは学校の教育活動の中の判断で、新型インフルエンザに関してかからないようにということ判断をしておりますから、基本的にはやっぱり保護者の負担になっていくだろうと考えております。

それから、修学旅行への対応ですけれども、これは、現在はまだ、先ほど話が出ました「八王子市立小・中学校における新型インフルエンザ対応指針」、基本的にこれに沿って行います。

今、説明があった弱毒性ということに関しては、国なり都なりの方向性が出て、そしてここにありますが、その他の(1)の八王子市教育委員会新型インフルエンザ対策委員会、ここでその後の措置について考えて、対応について考えてという状況ですので、基本は今、この指針どおりということですよ。

ですから、都内で発生した場合は臨時休業措置。そして、修学旅行等で、例えば奈良・京都あるいは、その前に小学校の遠足で横浜というのもありましたけれども、そういうところでもし国内発症したということであれば、それに関しては延期、あるいは中止について検討するという、そういう指針、そういう形でこの指針ができておりますので、そういう形で進行していきたいというふうに考えております。

小田原委員長 対応を間違えると大変だということなわけですから、基本的にどうするかということ、そのときに慌てないようにということで対策を、今考えているわけですよ。今というか、かねてから。

一番最後のところで指針の見直しというのがあるわけだけれども、ここがポイントだということになるわけですよ。八王子としてまだできていないということなので、できてない

けれども、教育委員会として、いつ起こるかわからないわけですから、それに対応できるものは、やっぱり用意しておかなければならないわけです。その基本は前につくられた指針である。それに従ってすぐに動けるようにしておかなければいけないわけです。

例えば、大阪で発症したというのは、あれはカナダで感染してしまったわけですがけれども、そのときの話、僕よく知りませんが、報道で示されたところから見ると、こういう指針に従っていないわけです。マスクはしていない、あるいは医者が「インフルエンザでない」というふうに言ったというのだけれども、引率した教員もすぐ発熱しているということであれば、もう疑わなければいけないわけです。

だから、帰っているかどうかということも含めて、その時点で適切な判断が、私は欠けたと思います。それは何かと言ったら、寄せ集めの集団だったとか、だれが指揮とったのかというのがわからないので、だから橋下さんも、今その責任は追及しないというふうに言ってますけれども、怒り心頭に発しているだろうと思いますよ、橋下さんは。

だから、そういうところをきちんと、そういうところというのは、この指針に従った形の対応をしていけば、どうなったかわからない部分があります。かかってしまうことは、もうしょうがない部分もあるでしょうから、そしたらこの指針に従って対応している限りどうしようもない、手の打ちようがないということですから、それ以上に感染者を増やさないという努力をしていくということになるだろうと。

野村学事課長 参考までに申し上げることですけれども、市としての指針といいましても、一定の決めは、ここでできました。しかし、この事業ごとと言うのでしょうか、例えば学校教育、そういう事業ごとのことは所管課で決めるということになっていきますので、それを早くに学校教育の場の場合には対応が必要だったので、定めたということになってます。

また、学校教育部内にこの新型インフルエンザの対策委員会を設置したと申しあげましたが、本市全体の中でも緊急対策本部は立ち上がっておりますので、本市には八王子市保健所もございます。教育委員会が決めるに当たっても、当然そちらの方への御相談も、もちろん国との考え方は当然必要になってきますが、八王子市保健所としての連携も必要になってくるということも申し添えておきます。

小田原委員長 これは学校だけで考えているわけですがけれども、例えば横浜の例を見ますと、横浜の場合は、横浜の小学校だけが対応をするわけじゃなくて、あれは私学だと思われれますから、そうすると鎌倉の小学校も休校の準備に入っているわけです、臨時休業の。それは、いち早く進められているのです。そういう対応も含めて準備しておかなければい

けないということです。

そのほか、いかがですか。

水崎委員 すいません、よく話はわかったのですが、結構保護者にとったら具体的な話として、キャンセル料は結構ばかにならないのです。やめる日にちによったら、割合と取られちゃうのです。

小田原委員長 それはしょうがない。

水崎委員 だから、わかります、もちろんわかるのですが、とってそこら辺は、野村課長は立場的にお母さんだからわかってくださると思うのですが、もちろん感情的にどうということではないのですが、やはりそういうところ辺も検討するときに一応検討の項目というのですか、もちろん言っていることはわかりますけれども、保護者としたらそのお金というのは大きい部分だろうと思う。

小田原委員長 キャンセル料を払わない時期に、キャンセルをするという、そういう判断をだれがするのかということなんです。

水崎委員 例えば、旅行会社というのでしょうか、そういうところがこういうインフルエンザの対策として学校との、旅行の契約というのですか、そこら辺で例えば、こういう国だ東京都だと対策としてやらなくちゃいけない中で、こういうものが発生したときには、例えば、キャンセル料は取らないとか、そういうことを考えていただくような働きかけというのですか、そこら辺も国としてやっていく中で検討してもらえればいいのかと思いました。

野村学事課長 この問題は、当然八王子市の100校ありますけれども、八王子市の学校だけではなく国全体で検討を進められているというふうに思っていますし、また都の校長会が働きかけをしたというふうな噂も耳にしているところもあります。そういう機会があれば、それは課題に挙げるということは、挙げていきたいというふうに思っています。

ただ、考え方としては、先ほど参事が申し上げたとおりです。

小田原委員長 国が払っても、いずれは国民にかえってきますから。どうするかというのは、被害が少なく済むような知恵をお互いに出し合うということだろうと思います。その判断を適切に、タイムリーにやるということだと思います。だから、もたもたしたらだめだと。だけれども慌てふためくこともないよという。肝据えて、こういうときにはどっしりと、気持ちの上でもですよ。構えていただければというふうに思いますので。

ということで、よろしゅうございますか。

和田委員　この報告にあるように通知文書が矢継ぎ早に出ているわけです。特に5月1日は連休に入る直前の日です。この中には校長あての文書もあるのだけれども、保護者あての文書もあります。八王子のようにこれだけ多くの学校があったときに文書による通知というのがきちっと保護者まで伝わっているのかというあたりはどんな状況なのでしょう。

野村学事課長　保護者に当然聞いたわけではないのですが、その翌日の土曜日に、私、出勤をしていたのですが、保護者から数件電話は入っています。学校からこういう通知、体温表の問い合わせが多かったのですが、それが来たけれどもということなので、問い合わせが入るくらいですから、多分わたっていただろうと思っていますし、その前に、対策委員会を立ち上げる前に校長会とも十分に連絡をして、校長会も緊急連絡網を回すような体制も準備をされていて、練習もしたみたいなのです。それで、学事課または教育委員会からくる緊急の文書については、今日中にすぐ保護者の手に渡るようにということを、継走網というのですか、校長会の継走網で一度流してくれたという経過がありますので、そこは確実に、とりあえず子どもを通してお渡ししているということは確実にというふうに思っています。

和田委員　校長会の電話の継走ということが基本なのですね。メールであるとか、そういう方策というのは、何かそれも下の方に出ていますけれども、そういうことも含めてやっていらっしゃるということですね。

野村学事課長　そうです。校長会にお願いする前についても、緊急のことなのでメールも頻繁に見てほしいというふうなことも、私の方からメールも出していますし、一応、校長先生と連携、要するに、あの連休前というのは神奈川県の子どものどうなるかというのが非常に心配な時期だったので、かなりナーバスになっていたところだったので、矢継ぎ早にメールを出したことも事実なのですが、校長先生に注意を払っていただいたというようなことがあります。

また、十分御協力もいただき、連休中は多分、皆さん連絡網を持って動いていたというふうに思うのですけれども、それでやっていただいてという経過がございます。

石垣学校教育部長　ニュータウンの方の学校で、校長と私の方でこういう通知を出す予定だからということで5月1日の日にやり取りをやってました。そういう中で1校、もしかしたら間に合わないかもしれないというような学校の連絡もいただいております。そういう中で私どもも対応しておりますから、その学校も違う形での対応ということをとっていたということを私の方で確認しております。

和田委員 ぜひ、対応をせっかくしているわけですので、一番末端のところにきちっと届くという、そういうシステムをもう一度点検をしていただきたいなと思います。

小田原委員長 ということですが。実際に起こらなくても、こういう機会にオオカミ少年にならないことを前提として、「何だ、大したことないじゃないか」というふうに思われないように、これは、いずれ大変な事態が起こるといふ、そういうことを常に念頭に置いてこういうことをやっているんだということ、ぜひ今の御指摘もありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは学事課の報告は以上ということ、引き続き何か報告する事項ございますか。

石垣学校教育部長 中学校給食のことに関しまして、口頭でございますけれども、担当主幹の方から報告をさせていただきたいと思ひます。

小松学校教育部主幹 それでは、中学校給食の申し込み状況につきまして御報告をさせていただきます。中学校給食4月分でございますが、教職員、生徒、合わせまして全体35.54%でございました。5月につきましては33.35%と、マイナスの2.19ポイント下がってございます。

それと、学校給食法における給食に位置づけられておりますミルク給食でございますが、4月分につきましては8.30%、5月分につきましては9.64%でございました。中学校給食、給食本体と合わせますと43.84%、4月分。5月分につきましては42.99%。マイナスの0.65ポイントでございました。

以上であります。

小田原委員長 口頭の発表ですが。

石垣学校教育部長 よろしいですか。

当初50%ということで喫食率を想定してきました。4月がそういう中で約37%近くということであったのですが、それを今度は5月は下回ってしまったという中で、幾つか原因があるのかなと思ひています。今それを調べているところでございますので、その原因を対応した中で、また6月、7月分のパーセンテージが出てくるのかなと思ひています。

いずれにしても、30%を切るとちょっと委託の部分で赤信号がつくところがございますから、ぜひこの部分については中学校給食の弁当給食という部分についての趣旨のいろいろな議論がありましたから、いろいろな問題がありますけれども、一定程度の50%近くの喫食率の確保というのはこの当面目指していかなければいけないかなと思ひ

ているところでございます。

小田原委員長 目指すの。これが難しいところだけど。2%減ったのは、どこがどういうふうに減ったのかということだと思ふのです。

これは想像ですけれど、皆さん言わないからこちらから言いますけれど、まずいのと高いのということだろうと思ふのです。思われるのは、でなければ、連休があって何かあったのかな。だけど連休は関係ないよね、前もっての注文だから。

だから、そうすると、うまいかどうか、高いか安い。その減った分が自分がつくった弁当にしているのかどうか。どこから買って来ているのか。そこがわからないと何とも言えない。

我々としては何を指すか。健康な食生活をどうするかということが目標だから、50%を目標にされたら困るわけですから。そこをちょっと間違わないように、ぜひ。

だったら、やっぱり給食やめようよ。どういうふうにするのがいいだろうと呼びかけて行かなくてはいけないのではないですか。本来は。

石垣学校教育部長 私の方としては事業所管課として事業の継続という部分で、趣旨としては食育の問題がありますから、そういう部分はきちっとおきながらも、事業の継続という話の中で、今50%と。

小田原委員長 事業の継続というのは、食育のその推進するというのは事業ではないわけ、それじゃあ。

石垣学校教育部長 そこをいろいろ言われますとちょっと苦しい部分もあるのですが、それはそれで事業の中でやっていくということでございますけれども。

一定程度、やはりやると決めた部分、3年間という契約の中で、単年度ごとの部分でございましてけれどもやっていくということを決めたわけですから、それについては、やはりそれなりの結果という部分を維持していかなければいけないだろうと思っています。

それなりのパーセンテージというのは、50%のところを目標としていかなければいけないかなと思っています。

小田原委員長 それがだめだって。そういう言い方をしたらだめだと思いますが。

その50%維持というのは、どこでどういうふうにしたのかということが問題にしなきゃいけないわけじゃないですか。むしろ、そこを修正するようにした方がいいのではないですか。

石垣学校教育部長 先ほど、ちょっと冒頭で申し上げましたけれども、減った理由が何な

のかということで、やはり、今、委員長の方からも幾つか御指摘ございましたけれども、そこをやっぱり説明していく必要があるのかなと。そういう中で考え方をまとめていききたいなと思っています。

小田原委員長 言っていることを間違えないでほしいのだけれども、僕は50%を目指すようなそういう考え方をやめてくださいと言ってるのです。

2%減った、その2%減ったのをよろこびとするのか、悲しみとするか。これは立場によって違うだろうと思いますけれども、その2%が減った理由が何かによって、その2%の減った原因を直す、改善するという、そういうことに努力してほしいわけ、それは。

石垣学校教育部長 そういう意味で、先ほどから。

小田原委員長 そういう意味では言っていないと思いますが。深くはこだわりませんが、というわけで、口頭での説明ですけれども。

水崎委員 いいですか。アンケートをとっているという情報をもったのですけれども、そうであれば、また結果の方は教えていただきたいなと思います。

小松学校教育部主幹 準備を進めております。

小田原委員長 そのほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 給食担当主幹の方の説明は以上ということで、そのほかございますか。

石垣学校教育部長 ございません。

小田原委員長 ないようでございます。委員の皆さんの方で何か、公開の席でございますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

開会は25分ということで、よろしいですか。早いですが、いいですか。25分再開ということでよろしく願いいたします。

【午後3時17分閉会】